

座間市告示第114号

座間市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める要綱を次のように定める。

平成26年9月12日

座間市長 遠藤 三紀夫

座間市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める要綱

(目的)

第1条 この告示は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するために必要な手続等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (2) 市の指定 地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を市の条例で定めることをいう。
- (3) 県の指定 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として神奈川県条例で定められることをいう。
- (4) 指定特定非営利活動法人 市の指定を受けた特定非営利活動法人をいう。

(市の指定を受けることができる特定非営利活動法人)

第3条 市の指定を受けることができる特定非営利活動法人は、県の指定を受けた法人とする。

(市の指定の申出)

第4条 特定非営利活動法人は、市の指定を受けようとするときは、指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式。以下「指定申出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 指定申出書には、地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号。以下「県条例」という。）第7条第1項に基づく指定の通知の写しを添付するものとする。

(市の指定の手続)

第5条 市長は、指定申出書を提出した特定非営利活動法人が県の指定を受けたことを確認した場合は、市の指定に係る必要な手続を行うものとする。

(市の指定の通知)

第6条 市長は、指定申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、市の指定をしたときはその旨を、市の指定をしなかったときはその旨及びその理由を、速やかに書面により通知するものとする。

(市の指定の公表)

第7条 市長は、市の指定をしたときは、インターネットの利用等により、その旨及び当該特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 市の指定の年月日
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 事業の内容
- (6) その他市長が必要と認める事項

(市の指定の更新)

第8条 市の指定（この条の規定に基づく市の指定の更新を含む。）の効力が生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、県条例第9条第2項において準用する県条例第7条第1項の規定による通知（以下「更新通知」という。）を受けた後、直ちに指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第2号様式）を更新通知の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 前3条の規定は、市の指定の更新について準用する。

(指定事項等の変更)

第9条 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに指定特定非営利活動法人変更届出書（第3号様式。以下「変更届出書」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 事業の内容

2 市長は、変更届出書の提出を受けたときは、変更に係る必要な手続を行うものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併)

第10条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併し、引き続き市の指定を受けようとするときは、地方税法第37条の2第1項第4号の規

定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則（平成24年神奈川県規則第5号）第24条第1項の規定による通知（以下「合併更新通知」という。）を受けた後、直ちに指定特定非営利活動法人合併申請届出書（第4号様式）を合併更新通知の写し及び合併の内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第5条から第7条までの規定は、合併に係る市の指定について準用する。

（市の指定の取消しの申出）

第11条 指定特定非営利活動法人は、市の指定の取消しを申し出るときは、指定特定非営利活動法人指定取消申出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（市の指定の取消し）

第12条 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、市の指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

- (1) 県の指定が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により市の指定又は市の指定の更新を受けたとき。
- (3) 指定特定非営利活動法人から市の指定の取消しの申出があったとき。
- (4) 指定特定非営利活動法人が市の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (5) 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。

2 市長は、市の指定を取り消したときは、市の指定を取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに書面により通知するものとする。

3 市長は、市の指定を取り消したときは、インターネットの利用等により、その旨及びその理由を、周知するものとする。

（実施細目）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。